

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになる。

こうした現状に鑑み、国会及び政府においては、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、被保険者の利益を第一に考えた運用とすること。
- GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

◆請願・陳情

種類	採択	趣旨採択	不採択	継続審査	審議未了	取下げ	計
請願	3	1	14		3		21
陳情			1				1
計	3	1	15		3		22

◆議決状況

提出	種類	原案可決	修正可決	否決	認定	原案可決及び認定	承認	同意	計
市長	条 例	33							33
	予 算	39							39
	決 算				2	1			3
	契 約								
	人事案件							7	7
	専決処分						1		1
	そ の 他	14							14
	小 計	86			2	1	1	7	97
議員	条例・規則								
	意見書								
	そ の 他								
委員会	条例・規則	2							2
	意見書	3							3
	合計	91			2	1	1	7	102

◆委員会の開催状況

区 分			開催日数
常 任 委 員 会	総 務 企 画		6日
	厚 生 文 教		6日
	産 業 建 設		6日
議 会 運 営 委 員 会			13日
特 別 委 員 会	肱川流域治水対策		5日
	議 会 改 革 調 査		9日
	決 算		5日
合 計			50日

◆議会の開催状況

区分	月	会期	会期日数	本会議日数	傍聴人数
定例会	3月	自 3月3日 至 3月19日	17日	5日	50人
	6月	自 6月16日 至 6月30日	15日	4日	31人
	9月	自 9月8日 至 9月24日	17日	4日	31人
	12月	自 12月1日 至 12月15日	15日	4日	22人
臨時会					
合 計			64日	17日	134人

平成27年
市議会の活動状況